

生食輸発0404第1号
平成28年4月4日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産青とうがらし及び赤とうがらし並びにタイ産赤とうがらしのジフェノコナゾール)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号により通知したところ
です。

本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正
され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知を下記のとおり改
正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

なお、これまでに当該検査項目のみをもって食品衛生法違反と判定していた貨
物であって、輸入者より積み戻し等の措置完了報告を受けていないものについて
は、輸入者に対し、別紙1に示す書面により通知し、当該基準の改正内容につい
て説明するようお願いします。

記

1. 別表1の韓国の項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の 項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体 的理由
青とうがら し及びその 加工品（簡 易な加工に 限る。）	別途指示す る韓国政府 により輸出 者IDの登録 がされた輸 出者から輸 出された生 鮮青とうが らしを除く。	ジフェ ノコナ ゾール フルキ ンコナ ゾール	別表2 の3に よること。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留する 農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の成 分である物質の試験 法について」による こと。	基準値（0.01ppm） を超えるジフェノ コナゾール及び基 準値（0.01ppm） を超えるフルキン コナゾールが検出 されるおそれがあ るため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
青とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮青とうがらしを除く。	フルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。

に改め、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮赤とうがらしを除く。	ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除し、別添1の2を別紙2、別表17を別紙3のとおりとし、別表18を削除する。

2. 別表1のタイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法に	基準値（0.01ppm）を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

				ついて」によるこ と。	
--	--	--	--	----------------	--

を削除する。